時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千八百十二號
明治廿六年十一月十五日水曜日
舊曆癸巳十月八日(丙、辰)
日出午前六時十八分
日入午後四時三十三分
月出午前十一時五十三分
月入午後九時四十六分
滿潮午前八時五十七分
滿潮午後九時十八分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず偶々時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

貨幣制度調査會

の規則は此程發布せられて會長以下二十名の委員も既に定まりたれば何れ取敢へず調査に着手するみとならん近時金銀價格の變動は實に世界の大事件にして殊に我國の如き銀貨國に屬するみと非常なれば其原因結果を調査して我國經濟上に及ぼすの利害を研究し随て之に對するの方法を講ずるは素より必要にして政府にて從來手可る正當の機にみそあれば調査會の設は我輩に於ても素より贊成のみならず寧ろ其事の遲きを憾みとす

○[illegible]ども抑も金銀價變動の原因結果を調査して之に對するの方法を講じ我國現行の幣制を改正す可きや否やを決するに至りては至重至大の問題にして實に國家百年の利害に關係の大事件にみそあれば其事たる決して容易ならず或は其調査の結果は必ずしも直に實にす可き者に非ず採否の權は自から當局の責任者に存するみとならんと雖も兎に角に斯る大問題を調査するに今の如き組織にして果して實際に效能ある可きや否やの點に就ては疑なきを得ず會の規則を見るに調査審議す可き事項は「變動の原因及び其一般の結果、變動の我邦經濟上に及ぼす影響、其變動は現行の幣制を改正す可き必要あるや否や若し之ありとするときは新に採用す可き貨幣本位幷に其施行方法」の三項なり其事項は先づ是れにて可なりとして其委員の如きも今の社會に學者經驗家として名ある者を擧げたるみとなれば其人選も亦不可なきが如くなれども扨其委員が其事項を調査審議するに如何なる方法に由るものなるやと云ふに是れは規則の明文はなけれども矢張り從來の土木會議其他の委員會と同樣にして只その二十名の委員が相會して調査審議に從事し其多數の決議を會の意見として當局者に具申するに止まるみとならん我輩は曾て委員組織の事に就て當局者の注意を促し今の委員組織は英國にて所謂コンミッチーと同樣の仕組なれども其組織權限は全く異にして恰も一種の諮問會とも云ふ可きものなれば充分の效果を望むみとは到底難かる可しとの次第を述べたるみとあり(本年七月二十五日の社說)土木會其他の如く事體の小にして關係の大ならざるものは假令ひ諮問會の體裁にても之なきに勝るみと萬々にして必ずしも多を望まざるみとなれども貨幣制度の問題に至りては其利害の關係容易ならざるみと土木會の如きものと比較す可きに非ず随て其調査審議の方法も亦その備はらんみとを望まざるを得ず委員の人々は何れも其粹を抜きたるものにして其人物に就ては敢て異議なき所なれども苟も金銀價變動の原因結果を調査し國家百年の利害に關する貨幣制度の事までも研究して會の意見を決するからには之を實にすると然らざるとは兎も角もとして内外の智識經驗を集めて反覆丁寧審議の上果して至當と認むる所に歸着せしめざる可らず而して之を爲すには委員の人々が親から印度もしくは米國に出張して近時の變動の事情を探究するは勿論、國内に於ても商賣家實業家を始めとして貨幣の事に關して經驗ありと認むるものは充分に其意見を陳述せしめて調査の材料に供する等、恰も各個人の意見陳述を締上げて一個の成案を爲すが如き心得にて始めて完成の結果を得べきなり今度の調査會の組織は果して斯る手段を盡すの精神なるや否や或は其組織は只委員中の議を決するまでにして廣く智識經驗を求むるの手段なしとならば須らく其規則を改正して委員の權限を擴張し調査の自由を大にす可し若しも然らざるに於ては折角の調査會も寸效を見ざるに終らんみと我輩の疑はざる所なり

官報

○内務省告示第五十二號

一日本銀行兌換銀券五圓(日本銀行兌換銀券五圓紙幣ニ模擬シタルモノ)　一葉　發行人　未詳

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年十一月十四日　内務大臣伯爵井上馨

○司法省告示第七十一號

京都地方裁判所管内峰山、舞鶴兩區裁判所刑事裁判事務ハ裁判所構成法第十三條二項ニ依リ同管内宮津區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治二十六年十一月十四日　司法大臣　芳川顯正

司法省告示第七十一號參照

法律第六號裁判所構成法(明治二十二年二月十日官報)抄錄

第十三條　區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

一ノ裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコトヲ得サルトキ之ニ代ルヘキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク毎年前以テ之ヲ定ム

○第二豫備金支出

明治二十六年度第二豫備金支出

第二十三回

一金六百二十一圓二十一錢五厘　獸疫費

滋賀縣下ニ於テ牛疫追々蔓延ノ兆候アルヲ以テ之カ豫防費ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十日勅裁ヲ得タリ

明治二十六年十一月十四日　大藏大臣渡邊國武

雜報

○上海高等法院陪席判事の判決(續)

一千八百七十八年に發布されし英國領海裁判權法の凡例に記るされたる文言は大に前項の推論を確むるに足るものあり曰く

英國女皇陛下の正當なる司法權は是迄常に合衆王國附近の外海に及び來りたるが故に、又海岸より一定の距離内なる外海にて犯せし罪は其犯罪人の何人たるを問はず一切英國の法律を以て之を處するの至當なるが故に、由て本法を制定す云々

みれを換言するに英國女皇陛下は從來常に國土附近の海上に於て如何なる人に對しても其法律を制定執行するみとを得たり左れば今更ら同一の海上に於て外國人にも内國人にも皆一樣に英國刑法の效力を及ぼすとも決して不都合の事にわらず故に此領海裁判權法を制定す云々との主意にして英國立法者は既に斯くの如く其法權を擴張しながらも尚は是等海上に船舶を通航せしむる諸外國の權利威情を重んじ、右の法律に從ひ外國人に對して刑事訴訟を起す場合には必ず一人の國務大臣の承諾を得ざる可からざるみとゝせり

因て今、以上の論旨を本件に適用するに假りに千島艦を以て日本の一私有船と見做し且つ日本の法律を以て西班牙の法律に等しきものと見做せば原告は此際本件に適用すべき日本法律ありとの事を證明す可きのみならず日本の立法者は三哩以内の一切の船舶に對して其法律を適用すべき手筈を爲したりとの事實をも併せて證明せざる可からず是れ故に假令ひ本件の衝突地を以て三哩以内の公海にありと假定するも從來日本の國法が是等の海上にまでその效力を有したりとの事實にして證明せられざる以上は原告の辯護、到底無效たる可し

次に此の衝突は日本の「瀬戸内」と稱ふる内海に起りたりとの事實を以て以上の論旨を覆るに足るか、否唯「瀬戸内」と稱せられたるの故を以て斯る大海をば直に日本の港灣河口と見做すみとを得るか、港灣河口と見做して以て其内に於ける一切の船舶に日本の國法を適用するみとを得るか、本官は決して然りと思はず是迄既に述べたる如く此瀬戸内海は各國船舶の自由通航を

許したる處にして
不可なく現に各國
ずして東西南北自
の判決文にも記せ
哩乃至八十哩の所
程なりと云ふ加ふ
り其外には長崎港
にも又例へば此内
な神戸に立寄るも
く神戸を警見する
より出て去る事を
ば〳〵陸地に接近
しもあらねど此瀬
くは愛蘭海峽を通
るか辨解に苦まざ
彼のニウバットルの
るを以て必ず反訴
然るに原告は又抗
事裁判所に提起せ
らんかなれども在
るが故に左の三件

第一　日英兩國
第二　領事裁判
第三　領事裁判

以上の諸件に從ふ
帝國の臣民に對し
んや其皇帝陛下に
て抗辯したるが如
帝陛下は在日本英
主權者」として管
裁判所にて既に論
を表すと云ふの外
次に又原告代言人は
日本に於ける英國
下の委任より出で
民に對して反訴を
に與へざれば該領
反訴受理の權を有
是れは甚だ領事裁
もよし數步を讓り
皇陛下の法權は日
するも日英兩國の
約は如何なるみとを
十日に訂盟せる條
件に關係せるもの
定したるものにして
を掲ぐ)

「說利太尼亞臣民
司人にて糺し日本
國の臣民に對し
シュル(Consul 即
し說利太尼亞の
て偏頗なかるべ

第六條は民事訴訟
所甚た趣きを異に
「說利太尼亞人、
シュル館に赴き
實意に處置すべ
人に就てコンシ
ル實意にて處置す
きとは日本司
爲すべし」と

因て本官案ずるに
兩國の原被兩造共
判所の格式を以て
する權あるは右の
人は故意に英國領
國領事は正しく英
も取扱ふ事を得る
ば民事の訴訟に於
太なる權力を英國
る可し尤も實際に
裁判は兩國の國意
しき日本支那兩國
れの〳〵自國の法